

公 募 公 告

下記のとおり公募に付します。
令和5年10月11日

皇宮警察本部教養厚生課長 小山 稔

記

1 公募に付する事項

皇宮警察本部関係施設内外における福利厚生のための業務

- (1) 飲料自動販売機及び食品自動販売機の設置経営の業務（1者）
- (2) 売店経営の業務（1者）

2 契約期間

- (1) 飲料自動販売機及び食品自動販売機の設置経営の業務
令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。
なお、契約期間の更新は認めない。
- (2) 売店経営の業務
令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じ10年を超えない期間で一度に限り更新することができる。

3 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他、経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者でないこと。また、公募説明書に示す誓約書を提出できる者であること。
- (5) 公募要領の要件及び参加資格を全て満たしている者であること。
- (6) 下記5の説明会に参加した者であること。

4 公募説明書の交付期間等

- (1) 期 間 令和5年10月11日（水）から令和5年10月27日（金）まで（閉庁日を除く。）
午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分まで
- (2) 場 所 東京都千代田区千代田1-3 皇宮警察本部 教養厚生課

5 公募に係る説明会

- (1) 日 時
ア 自動販売機（飲料・食品）設置経営の業務
令和5年10月30日（月）午後1時30分
イ 売店経営の業務
令和5年10月30日（月）午後3時00分
- (2) 場 所：皇宮警察本部厚生棟
- (3) 内 容：業務の概要及び企画提案書作成上の留意点等についての説明（希望者のみ一部現地案内）
- (4) 参加申込：令和5年10月27日（金）正午までに、皇宮警察本部教養厚生課厚生第一係宛てにFAXで送信すること。

6 提案書等の提出先及び期限

- (1) 提 出 先：下記9に同じ。
- (2) 提出期限：令和5年11月10日（金）午後5時00分まで。
ただし、郵送による場合は書留扱いとし、上記期限までに必着すること。
- (3) そ の 他：提出書類等は返却しない。

7 提案書等の無効

参加に必要な資格を有しない者の提案書等及び虚偽記載があった提案書等は、無効とする。

8 契約書の作成 要

9 連絡及び問合せ先

〒100-0001 東京都千代田区千代田1番3号
皇宮警察本部教養厚生課 厚生第一係
電話番号 03-3231-3115（内線：2762） FAX 03-3212-5231
閉庁日を除く、午前9時00分から午後5時00分までの間

公募要領

自動販売機の経営

皇宮警察本部教養厚生課厚生第一係

令和5年10月

公募要領

1 概要

東京都千代田区、港区及び京都府京都市上京区に所在する皇宮警察本部の関係施設内外において、職員等の利便性を確保するため、自動販売機経営の業者を募集します。

2 経営規模

皇居内（東京都千代田区千代田1番）、赤坂御用地内（東京都港区元赤坂2丁目1番）及び京都御苑内（京都府京都市上京区京都御苑438番地1）における飲料関係自動販売機6台及び食品関係自動販売機4台

3 使用許可期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。ただし、自動販売機等の設置・撤去等に要する期間は、使用許可期間に含むものとします。
なお、使用許可の更新は認めません。

4 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当官等から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他、経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。

- (9) 「5 説明会」に参加した者であること。

5 説明会

- (1) 日時

令和5年10月30日（月）午後1時30分

- (2) 場所

皇宮警察本部 厚生棟

- (3) 参加人員等

2名以内とし、令和5年10月27日（金）正午までに次の申込先へ会社名、氏名、自宅住所及び年齢を記載したものをFAX又は電子メールで送付してください。

なお、当日、事前配付した公募要領一式を持参してください。

<申込先>

皇宮警察本部教養厚生課厚生第一係

FAX番号 03-3212-5231

電子メール kigh1501@npa.go.jp

6 応募手続き等

- (1) 提出書類

応募を希望する者は、次の書類を提出してください。

ア 申請書（別記様式1）

イ 国有財産使用料提案書（1年間使用料、消費税分を除く。）（別記様式2）

ウ 誓約書（別記様式3）

エ 役員名簿（別記様式4）

オ 履歴事項全部証明書（発行日から1ヶ月以内）

カ 会社概要（任意様式、パンフレット可）

キ 企画提案書

別紙「企画提案書記載要領」により1部作成提出してください。

- (2) 作成の注意事項

ア 記載する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

イ 提出された書類は、返却しません。

ウ 提出後の修正等（修正、差し替え、削除、追加）はできません。

エ 提出書類の作成費用は、応募者の負担とします。

- (3) 提出先、期限及び郵便による受領期限

応募者は提出書類を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により、次のとおり提出してください。

ア 提出先

〒100-0001

東京都千代田区千代田1番3号 皇宮警察本部教養厚生課 厚生第一係

イ 期限

令和5年11月10日（金）午後5時00分

ウ 郵便による受領期限

令和5年11月10日（金）午後5時00分（必着）

(4) 公募に関する質問

ア 質問事項がある場合、書面により前記5の申込先へFAX又は電子メールで送付（様式は問いません。）してください。

イ 内容により、公平・公正性の確保のため、回答できない場合があります。

ウ 回答は、個別の者に関する事項以外は、原則、説明会参加者全員に対して回答します。

エ 質問の受付は、令和5年10月31日（火）正午までとします。

(5) 辞退

応募を辞退する場合は、辞退届（別記様式5）の提出及び公募要領等、配付した全ての書類を返却（郵送可）してください。

7 応募資格の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とします。

- (1) 期限内に書類提出できなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 著しく社会的信用を損なう等により、皇宮警察本部の関係施設での経営者としてふさわしくないと皇宮警察本部が判断した場合

8 経営を委託する者の決定方法及び決定通知等

(1) 決定方法

履行条件等を充足した有効な企画提案を行った応募者が提出した国有財産使用料提案書において、使用料予定価格以上で、最も高額な年間使用料を提案した者を1者決定します。

なお、使用許可の相手方となるべき価格で提案書を提出した者が2者以上いる場合は、くじ引きにより経営を委託する者を決定します。くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該使用許可事務に関係のない職員にくじを引かせることとします。

(2) 通知

決定後、参加者全員に通知します。

経営を委託された者は、別途指示する「国有財産使用許可申請書」を速や

かに提出してください。

9 その他

本業務において知り得た一切の内容は、皇宮警察本部の承諾を得ることなく他に口外しないでください。

別紙

企画提案書記載要領

- 1 記載内容（任意様式、用紙サイズA4版）
 - (1) 販売価格
 - (2) 取扱商品（種類・質）
 - (3) 環境等への配慮
 - (4) 災害対応
 - (5) 社会貢献（犯罪被害者支援活動等への貢献）
 - (6) 信頼性（実績・経営状況）
 - (7) 上記項目以外のアピールポイント

- 2 添付書類
 - (1) 決算書類（直近の貸借対照表及び収益計算書）
 - (2) 納税証明書（直近の法人税、消費税）
 - (3) 販売商品カタログ
 - (4) 設置予定の自動販売機カタログ
 - (5) 会社概要（任意様式、パンフレット可）

別記様式 1

申 請 書

令和 年 月 日

皇宮警察本部教養厚生課長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

印

電話

F A X

皇宮警察本部施設内外における自動販売機の経営を行うことを希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

別記様式 2

国有財産使用料提案書

令和 年 月 日

皇宮警察本部教養厚生課長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

印

下記のとおり金額を提案します。

記

自動販売機の経営に関する仕様書に基づく、1平方メートル当たりの国有財産使用料（消費税相当分除く。）

百万	十万	万	千	百	十	一	
							円

※ 金額の頭に「¥」マークを付けてください。

※ 本様式は、封筒に入れ、封緘の上、提出してください。

誓 約 書

当社は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに許可者の指定する様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

内閣府所管国有財産部局長
皇宮警察本部長 殿

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者

印

役員名簿

令和 年 月 日

商号又は氏名								
	所在地							
役職名	(フリガナ)		生年月日				性別	住所
	氏	名	年号	年	月	日		

※貴社フォーマットによる作成可

登記簿の役員全員分記載すること。

生年月日は和暦で記載すること。

別記様式 5

辞 退 届

令和 年 月 日

皇宮警察本部教養厚生課長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

印

皇宮警察本部施設内外における自動販売機の経営について、下記の理由により
公募を辞退します。

記

【辞退理由】

公募要領

売店の経営

皇宮警察本部教養厚生課厚生第一係

令和5年10月

公募要領

1 概要

東京都千代田区千代田1番3号に所在する皇宮警察本部別館庁舎内において職員等の利便性を確保するため、売店経営の業者を募集します。

2 経営規模

施設使用面積53.03㎡

3 使用許可期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。ただし、必要に応じ10年を超えない期間で一度に限り更新することができます。

なお、売店の設営・撤去等に要する期間は、使用許可期間に含むものとします。

4 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当官等から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他、経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。
- (9) 「5 説明会」に参加した者であること。

5 説明会

(1) 日時

令和5年10月30日（月）午後3時00分から

(2) 場所

皇宮警察本部 厚生棟

(3) 参加人員等

2名以内とし、令和5年10月27日（金）正午までに次の申込先へ会社名、氏名、自宅住所及び年齢を記載したものをFAX又は電子メールで送付してください。

なお、当日、事前配付した公募要領一式を持参してください。

<申込先>

皇宮警察本部教養厚生課厚生第一係

FAX番号 03-3212-5231

電子メール kigh1501@npa.go.jp

6 応募手続き等

(1) 提出書類

応募を希望する者は、次の書類を提出してください。

ア 申請書（別記様式1）

イ 国有財産使用料提案書（1年間使用料、消費税分を除く。）（別記様式2）

ウ 誓約書（別記様式3）

エ 役員名簿（別記様式4）

オ 履歴事項全部証明書（発行日から1ヶ月以内）

カ 会社概要（任意様式、パンフレット可）

キ 企画提案書

別紙「企画提案書記載要領」により1部作成提出してください。

(2) 作成の注意事項

ア 記載する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

イ 提出された書類は、返却しません。

ウ 提出後の修正等（修正、差し替え、削除、追加）はできません。

エ 提出書類の作成費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出先、期限及び郵便による受領期限

参加者は提出書類を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により、次のとおり提出してください。

ア 提出先

〒100-0001

東京都千代田区千代田1番3号 皇宮警察本部教養厚生課 厚生第一係

イ 期限

令和5年11月10日（金）午後5時00分

ウ 郵便による受領期限

令和5年11月10日（金）午後5時00分（必着）

(4) 公募に関する質問

ア 質問事項がある場合、前記5の申込先へFAX又は電子メールで送付（様式は問いません。）してください。

イ 内容により、公平・公正性の確保のため、回答できない場合があります。

ウ 回答は、個別の者に関する事項以外は、原則、説明会参加者全員に対して回答します。

エ 質問の受付は、令和5年10月31日（火）正午までとします。

(5) 辞退

応募を辞退する場合は、辞退届（別記様式5）の提出及び公募要領等、配付した全ての書類を返却（郵送可）してください。

7 応募資格の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とします。

(1) 期限内に書類提出できなかった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(4) 著しく社会的信用を損なう等により、皇宮警察本部の関係施設での経営者としてふさわしくないと皇宮警察本部が判断した場合

8 経営を委託する者の決定方法及び決定通知等

(1) 決定方法

履行条件等を充足した有効な企画提案を行った応募者が提出した国有財産使用料提案書において、使用料予定価格以上で、最も高額な年間使用料を提案した者を1者決定します。

なお、使用許可の相手方となるべき価格で提案書を提出した者が2者以上いる場合は、くじ引きにより経営を委託する者を決定します。くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該使用許可事務に関係のない職員にくじを引かせることとします。

(2) 通知

決定後、参加者全員に通知します。

経営を委託された者は、別途指示する「国有財産使用許可申請書」を速やかに提出してください。

9 その他

本業務において知り得た一切の秘密は、皇宮警察本部の承諾を得ることなく他に口外しないでください。

別紙

企画提案書記載要領

- 1 記載内容（任意様式、用紙サイズ「A4版」）
 - (1) 販売予定商品及び価格表
 - (2) 従業員管理（健康管理等）及び人員配置
 - (3) 省エネルギー対策及びゴミ・廃棄物の処分方法
 - (4) 衛生管理方法
 - (5) クレーム処理、事故・トラブル発生時の対処方法
 - (6) 上記項目以外のアピールポイント

- 2 添付書類
 - (1) 決算書類（直近3年度分の貸借対照表及び収益計算書）
 - (2) 納税証明書（直近3年度分の法人税、消費税）
 - (3) 会社概要パンフレット

別記様式 1

申 請 書

令和 年 月 日

皇宮警察本部教養厚生課長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

印

電話

F A X

皇宮警察本部別館庁舎内における売店の経営を行うことを希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

国有財産使用料提案書

令和 年 月 日

皇宮警察本部教養厚生課長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

印

下記のとおり金額を提案します。

記

売店の経営に関する仕様書に基づく、1平方メートル当たりの国有財産使用料
(消費税相当分除く。)

百万	十万	万	千	百	十	一	
							円

※ 金額の頭に「¥」マークを付けてください。

※ 本様式は、封筒に入れ、封緘の上、提出してください。

誓 約 書

当社は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに許可者の指定する様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

内閣府所管国有財産部局長
皇宮警察本部長 殿

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者

印

役員名簿

令和 年 月 日

商号又は氏名								
	所在地							
役職名	(フリガナ)		生年月日				性別	住所
	氏	名	年号	年	月	日		

※貴社フォーマットによる作成可

登記簿の役員全員分記載すること。

生年月日は和暦で記載すること。

別記様式 5

辞 退 届

令和 年 月 日

皇宮警察本部教養厚生課長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

印

皇宮警察本部別館庁舎内における売店の経営について、下記の理由により公募を辞退します。

記

【辞退理由】